

「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」企画提案コンペ実施要領

1 趣 旨

兵庫県では、日本の伝統文化の継承・普及・発展をめざす兵庫県伝統文化研修館（姫路市双葉町 122 番地。以下「研修館」という。）を設置しており、青少年及び一般県民を対象とした伝統文化にかかる魅力的で多彩な事業を実施するとともに、「中播磨や日本の伝統文化の魅力」を広く発信している。これらの「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」を受託する者を企画提案コンペにより選定することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

【兵庫県伝統文化研修館のコンセプト】

I 青少年の文化力アップ II 国際交流と異文化理解 III 文化発信と人材育成

2 事業概要

- (1) 事業内容 「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」の企画・提案及び実施
別添仕様書のとおり
- (2) 実施主体 伝統文化研修館活用推進協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 委託金額 2,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※委託金額は、県予算の状況により変更の可能性がある。
変更する場合は別途、事業委託者（伝統文化研修館活用推進協議会。以下「甲」という。）と事業受託者（以下「乙」という。）で協議を行うものとする
- (4) 事業期間 契約締結日（令和 8 年 4 月）から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、甲乙協議の上、最大 2 回・2 年間（令和 10 年度末まで）延長を行うことができる。

3 応募資格

- (1) 企画提案コンペに応募できる者は、兵庫県内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO 法人、その他の団体（以下「団体」という。）であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。
① 伝統文化を通じた青少年の育成、伝統文化の継承・普及等の実績があること。
② 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
③ 協議会との打ち合わせや問い合わせ等に適切に対応できること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
② 応募の日において、兵庫県又は姫路市の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中である者
④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中である者
⑤ 県税、姫路市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 実施スケジュール

本事務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和7年12月8日（月）
質問受付期限	令和7年12月19日（金）17時まで
提案書類提出期限	令和8年1月13日（火）17時まで
審査会	令和8年1月下旬～2月上旬予定

5 提出について

（1）受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月13日（火）17時まで

*土日、祝日、令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）を除く
平日の9時から12時まで、及び13時から17時まで

（2）提出先

伝統文化研修館活用推進協議会（事務局）

（兵庫県中播磨県民センター県民躍動室県民課内）（以下「事務局」という。）

（3）提出方法

原則として事務局に持参すること。

（4）提出書類

① 「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」企画提案コンペ応募申請書（**様式1**）

② 資格調書（**様式2**）

③ 提案書（**様式3**）

④ 業務実施体制（**様式4**）

⑤ 誓約書（**様式5、6**）

⑥ 見積書及び経費内訳（**様式7**）

⑦ その他添付書類

ア 定款（法人の場合）または規約（任意団体の場合）

イ 県税及び姫路市税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）

（県税及び姫路市税）

兵庫県内県税事務所（納税証明書（3））、姫路市主税課（納税証明書）

（消費税又は地方消費税）

税務署（納税証明書その3の2、若しくは、その3の3）

※兵庫県または姫路市の入札参加資格名簿に登録がある場合は提出不要

（5）注意事項

① 提出された書類は審査のためのみに使用し、理由の如何を問わず返却しない。

② 提出書類の作成及び提出等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。

6 契約相手方（受託事業者）の選定

（1）事前審査

提出書類をもとに、必要に応じて事務局が参加資格の確認を行う。

- (2) 「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」企画提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）
① 事前審査を通過した者のみ、後日有識者等による審査会において、応募者によるプレゼンテーション及び審査会による審査を行う。
② 審査会は、令和8年1月中下旬から2月上旬に兵庫県姫路総合庁舎（姫路市北条1-98）で実施予定であり、時間等詳細については、後日、応募者へ連絡する。
③ 審査は、以下に掲げる審査基準により行う。

【審査基準】

- ・伝統文化の魅力を伝えるとともに、青少年や一般県民にとってふさわしい内容か
- ・伝統文化、青少年の育成等に関する知識・ノウハウ・事業実績は十分にあるか
- ・国内を代表する出演者・講師等を招聘する内容か、伝統文化の魅力を伝える出演者・講師等になっているか
- ・見積額は適正か

(3) 選定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に選定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、事務局から応募者に対して文書により通知する。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 「(4)提出書類」に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(6) その他

- ① 必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や追加書類提出の要求、ヒアリング等を行う場合がある。
- ② プrezentationは非公開とする。

7 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

8 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年12月8日（月）～12月19日（金）17時まで

(2) 質問方法

「(様式8)企画提案コンペ質問票」を作成し、電子メール又はFAXにより事務局へ提出すること。また、電子メール又はFAXを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、応募者全員に通知を行う。

(4) その他

- ① 提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 電子メールのタイトルに「【質問】兵庫県伝統文化研修館活用推進事業企画提案」と明記すること。

9 問い合わせ [提案書類提出先・質問提出先]

伝統文化研修館活用推進協議会（事務局）

（兵庫県中播磨県民センター県民躍動室県民課内） 担当：板東・伊東

〒670-0947 姫路市北条1-98

TEL : 079-281-9758 FAX : 079-281-3015

Mail : nkharikem@pref.hyogo.lg.jp